

農業用免税証交付申請の手続きについて

【対象となる軽油】

農業を営む方が耕起、整地、栽培管理、収穫調整等のために使用する農業用機械（トラクター、コンバイン、田植機等）の動力源として使用される軽油

○申請区分について

- 新規** 初めて農業用免税証交付申請をする方
以前、免税軽油使用者証を返納しており、改めて農業用免税証交付申請をする方
- 更新** 今回、申請する免税証の有効期間が、免税軽油使用者証の有効期限を超える方
経営移譲等により、免税軽油使用者証の名義を変更する場合
共同使用者で、メンバー（使用者）を追加する場合（減る場合は書換え申請）
※更新対象者で機械を新たに購入、借入れ等した場合、8の書類が必要です。
- 書換え** 機械を新たに購入、借入れ、または処分等した方
共同でメンバー（使用者）が減る場合
- 継続** その他、使用者証の内容に変更がない方

番号	書類名	個人				共同				備考
		新規	更新	書換え	継続	新規	更新	書換え	継続	
1	免税軽油使用者証		○	○	○					現在持っている「免税軽油使用者証」をご持参ください。
2	免税軽油共同使用者証						○	○	○	
3	免税軽油使用者証交付申請書	○	○							
4	免税軽油使用者証共同交付申請書					○	○			
5	誓約書	○	○			○	○			新規で法人の場合は、法人と役員全員分
6	証紙納付書	○	○			○	○			使用者証(免税証)交付時に、県証紙400円分を貼付
7	免税軽油使用者証書換え交付申請書			○				○		機械を新たに購入、借入れ、処分等した場合 共同でメンバー（使用者）が減る場合
8	耕作機械等の購入（リース）契約書の写し又は販売（貸与・譲渡）証明書の原本	○	*	○		○	*	○		*機械を新たに購入又は借り入れた場合、農機具店等から証明を受けてください。
9	免税証交付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	共同申請明細書					○	○	○	○	全員の住所・氏名を記入
11	農作業予定表	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	耕作証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	各農業委員会から証明を受けてください。
13	農作業受委託契約書の写し又は受委託証明書の原本	*	*	*	*	*	*	*	*	*使用者以外の方の耕作地の農作業を受託している場合は、その方の耕作証明書とこの書類を提出してください。
14	免税証返納届出書		*	*	*	*	*	*	*	前回交付の免税証で余りがある場合
15	免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○		○	○	○	
16	免税軽油の納品書又は販売証明書		○	○	○		○	○	○	免税軽油を購入したスタンドから受け取ったもの
17	履歴事項全部証明書の写し	○				○				法人のみ
18	定款の写し	○				○				法人のみ
19	役員名簿（住所及び氏名）	*				*				*17、18に全役員の住所の記載がない場合

※○＝提出が必要な書類。＊＝条件に該当する場合に提出が必要な書類。

※令和3年4月より申請者本人の押印は不要になりました。

※集合受付時に「15 免税軽油の引取り等に係る報告書」の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限から1か月以内に提出をお願いします。（集合受付時の提出は不要です。）

免税軽油使用者のみなさま 必ずお読みください

○ 免税証は必ず有効期間内に使用してください。

免税証に記載されている交付日の前に購入した軽油に対して、さかのぼって免税証は使用できません。また、有効期限の後に購入した軽油に対しても免税証は使用できません。違反者に対しては、**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**が適用される場合があります。

○ 使用者証に記載されていない機械には、免税軽油を使用できません。

機械を新たに購入、借入れ等した場合は、使用者証の書換えの手続きを受けてください。なお、納品前は手続きできません。認められた機械・用途以外に免税軽油を使用していることが判明した場合や書換えの手続きを行わずに免税軽油を使用していることが判明した場合、さかのぼって課税しますので、使用した日から30日以内に使用した数量分を申告納付しなければなりません。

○ 農作業以外の用途には免税軽油を使用できません。

農作業以外の用途に使用されうる発電機等の機械は対象外となります。ただし、ビニールハウス等の倒壊を防ぐための除雪作業については、条件付きで対象となります。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

○ 免税軽油の納品書や販売証明書は大切に保管してください。

免税軽油の引取り等に係る報告書の作成に必要となります。

○ 有効期間内に使用しなかった免税証は返納してください。また、紛失した場合は、直ちにご連絡ください。

○ 以下に該当する場合、免税軽油の譲渡に当たりますので、あらかじめ総合県税事務所へ免税軽油譲渡届出書を提出し、事前に承認を受けた上で譲渡した日から30日以内に譲渡した数量分を申告納付しなければなりません。事前に承認を受けずに免税軽油を譲渡した場合、**2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金**が適用されることがあります。

- ・機械のタンク内に免税軽油が残っている状態でリースしていた機械を返却する場合
- ・機械のタンク内に免税軽油が残っている状態で機械を廃棄する場合
- ・購入した免税軽油を他人に譲った場合 等

○ 免税証を他人に譲渡することは禁止されています。違反者に対しては、**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**が適用される場合があります。

※県ウェブサイト上でも申請手続き等について案内しています。「秋田県 免税軽油」で検索してください。また、一部の様式をダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

秋田県総合県税事務所 課税第二課

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2

TEL 018-860-3341

FAX 018-860-3333

「免税証交付申請書」（省令第16号の21様式）の記載例

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; text-align: center; line-height: 30px; margin: 0 auto;">受 付 印</div> 令和 年 月 日 (あて先) 秋田県総合県税事務所長	※処理事項	審査	承認	交付	取扱者	
	免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地	① 秋田市山王〇丁目〇-〇				
	業種	② 農業				
	免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)	③ 県税 太郎 秋田県 第④0909999号 (電話 ⑤ 018-860-XXXX) (携帯電話 ⑤ 090-XXXX-XXXX)				
免税証交付申請書						
機械、車両又は設備名(番号)	⑥ No. 1 トラクター No. 2 コンバイン No. No. No.					
所要数量合計	⑦1000 <small>リットル</small>	所要数量計算期間	⑧ 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年 11月30日 まで			
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚数	数量	※処理事項		
(販売業者名) 販売店名までご記入ください。	⑩ <small>リットル券</small>	枚	<small>リットル</small>			
⑨ □□商店 △△給油所 (所在地) 秋田市山王×丁目×-×	100	5	500			
	50	6	300			
	20	6	120			
	10	8	80			
販売業者	前回と 同じ ・ 異なる					
※処理事項		計	25	1000		
参 考	前回交付を受けた免税証	前回交付を受けた免税証のうち使用量		(ア)-(イ)	返納年月日	
	⑪ 計算期間	⑫ 数量(ア)	⑬ 期間	⑭ 量(イ)	⑮	
	XX年4月2日から XX年11月30日まで	1000 <small>リットル</small>	XX年4月10日から XX年10月1日まで	900 <small>リットル</small>	100 <small>リットル</small>	〇年〇月〇日
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称					数量
					<small>リットル</small>	

- ① 住所(法人の場合は、事務所所在地)を記入してください。
- ② 「農業」と記入してください。
- ③ 氏名(法人の場合は、法人名称及び代表者職氏名)を記入してください。
- ④ 使用者証番号を記入してください。
- ⑤ 自宅(法人の場合は事務所)、携帯電話等の **日中連絡のつく電話番号** を記入してください。
- ⑥ 使用者証に記載されている機械を記入してください。
- ⑦ 今回申請の所要数量(希望数量)を記入してください。
※算定の結果、希望数量分の免税証を交付できない場合があります。
- ⑧ 免税証の使用期間を記入してください。
※農耕用の免税証は、使用期間(終期)は「11月30日」としてください。
ただし、12月以降も農作業を実施する予定がある場合は、その終了予定日を記入してください。
- ⑨ **除雪用の免税証の交付は、12月1日以降になります。**
- ⑩ 免税軽油の希望購入先(販売業者)の名称及び住所を記入してください。
前回申請時と同じ販売業者を希望する場合は「同じ」に〇、異なる場合は「異なる」に〇を記入してください。
- ⑪ 交付を希望する免税証の券種とその枚数を記入してください。
※免税証の券種：1000 リットル券、500 リットル券、200 リットル券、100 リットル券、50 リットル券、20 リットル券、18 リットル券、10 リットル券
- ⑫ 前回交付された免税証の有効期間を記入してください。
- ⑬ 前回交付された免税証の交付数量を記入してください。
- ⑭ 前回交付された免税証の使用期間(免税証の使用開始日と最終使用日)を記入してください。
- ⑮ 前回交付された免税証の使用数量を記入してください。
- ⑯ 前回交付された免税証の残数量を記入してください。残数量がある場合は、その免税証と免税証返納届出書の提出が必要になります。
※この欄に記入した数量は、前回交付された免税証の返納数量と一致します。
- ⑰ 免税証返納届出書の提出日を記入してください。

「免税軽油の引取り等に係る報告書」(省令第16号の30様式)の記載例

令和 年 月 日	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	① 秋田市山王〇丁目〇-〇	
	免税軽油使用者の氏名又は名称	② 県税 太郎	
(あて先) 秋田県総合県税事務所長	業 種	③ 農 業	
	免税軽油使用者証の番号	秋田県 第④0909999号	
この報告に対応する係及び氏名並びに電話番号		(電話 ⑤018-860-XXXX)	
免税軽油の引取り等に係る報告書			
報告対象期間	⑥ XX年 4月 2日から XX年11月30日まで		
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量(引取りの事実 有・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項	
⑦ 引取年月日	⑧ 引取数量(リットル)	⑩ 種類	枚数 免税証の記号及び番号
XX. 4. 1 0	200	⑨ 秋田市山王 X-X-X □□商店△△給油所	100 リットル券 2 C9000001 ~ C9000002
[]	[]	[]	[]
XX. 5. 1 0	200	"	100 2 C9000003 ~ C9000004
[]	[]	[]	[]
XX. 6. 1 0	150	"	100 1 C9000005 ~ 50 1 D9000001 ~
[]	[]	[]	[]
XX. 9. 1 0	200	"	50 4 D9000002 ~ D9000005
[]	[]	[]	[]
XX. 1 0. 1	150	"	50 1 D9000006 ~ 20 5 E9000001 ~ E9000005
[]	[]	[]	[]
対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	⑪	0 リットル
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	⑫	900 リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	⑬	900 リットル
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量	(オ)	⑭	0 リットル
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ)	(カ)	⑮	0 リットル

その数量(使用の事実有・無) 免税軽油の使用に関する事実及び	⑯ 機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(リットル)	稼働日数	稼働時間
	No. 1 トラクター	秋田市	650	54 日	270 時間
	No. 2 コンバイン	秋田市	250	12	54
	No.				
	No.				
合 計			900		
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	⑰ 種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	20 リットル券	1 枚	リットル券	枚	
	10	8			

- ① 住所(法人の場合は、事務所所在地)を記入してください。
- ② 氏名(法人の場合は、法人名称及び代表者職名)を記入してください。
- ③ 「農業」と記入してください。
- ④ 使用者証番号を記入してください。
- ⑤ 自宅(法人は事務所)、携帯電話等の、**日中連絡のつく電話番号**を記入してください。
- ⑥ 前回交付された免税証の有効期間を記入してください。
- ⑦ 免税軽油の引取年月日を記入してください。
- ⑧ ⑦の引取数量を記入してください。
※⑧の合計は、⑫と一致します。
- ⑨ ⑦の購入先(販売業者)の住所及び名称を記入してください。
- ⑩ ⑦の免税軽油の引取りに使用した免税証の種類、枚数、記号番号を記入してください。
- ⑪ 前回報告時の免税軽油の残(保有)数量を記入してください。
- ⑫ 免税軽油の購入数量を記入してください。
- ⑬ 免税軽油の使用(消費)数量を記入してください。
- ⑭ 免税軽油を減失(盗難等)した場合、その数量を記入してください。
- ⑮ 免税軽油の残(保有)数量を記入してください。
- ⑯ 使用者証に記載されている機械ごとの使用地(市町村名)、使用(消費)数量、稼働日数、稼働時間を記入してください。
※使用(消費)数量の合計は、⑬と一致します。
- ⑰ 使用しなかった免税証がある場合は、その免税証の種類及び枚数を記入してください。また、免税証返納届出書による免税証の返納が必要になります。